

令和 7 年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針 及び包括的支援事業の実施方針（案）

1 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域共生社会の実現を目指し、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。

2 基本的な視点

地域包括ケアの実現のために、以下の視点を取り入れる。

- （１）総合性…高齢者等の多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐ。
- （２）包括性…介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつける。
- （３）継続性…高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供する。その際、現在の継続性のみならず、過去、現在、未来の時間軸で高齢者の生活の継続性をみる必要がある。
- （４）予防性…地域の高齢化率の推計、世帯形態などの予測、地域住民の声の把握などをもとに、地域における将来の課題を見据えた予防的対応をする。

3 設置体制

- （１）直営型地域包括支援センター（１か所）
茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターを高齡福祉課内に設置する。
- （２）委託型地域包括支援センター（１３か所）
日常生活圏域ごとに地区担当型の地域包括支援センターを設置する。
地区担当型の地域包括支援センターの運営は、公募により選出した法人に委託する。
担当地区は別表のとおりとする。

4 職員の配置

センターには次の職員を配置する。

なお、職員配置については、「茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」が示す「地域包括支援センターの設置運営に関する基準」を遵守することとする。

（１）管理責任者

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとして、管理責任者を１名配置する。

管理責任者としての業務に支障のない範囲で、他の業務を兼ねることができる。

(2) 包括的支援事業担当者

- ① 保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等を各1名以上、常勤、専従で配置する。ただし、管理責任者を兼務することができる。
- ② ①に掲げる職員の他、保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれかの職員を常勤換算で1名以上配置する。(委託型センターのみ)
- ③ ①、②に掲げる職員のうち、認知症施策の推進を図るため、認知症地域支援推進員を1名以上配置する。
- ④ ①に掲げる職員について、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会(地域包括支援センター運営協議会)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法による配置とすることができる。

(3) その他の職員

- (1) (2)に掲げるもののほか、必要に応じて事務員等の職員を配置することができる。

職員の変更やこれ以外に職員を配置する場合は、速やかに変更届を提出することとする。

5 事業内容

(1) 「包括的支援事業」

① 総合相談支援事業業務

地域の高齢者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

また、業務を行うにあたり、本人及び家族を介護する者のニーズを踏まえ地域共生社会の観点に立った支援の実施に留意する。

なお、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行う。

事業業務内容：総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握等

② 権利擁護事業業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者等が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有していると考えられる場合は、適切な支援へのつなぎを行う。

事業内容：高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援等

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援 **事業業務**

地域の高齢者等が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように、地域の基盤を整えとともに個々の介護支援専門員に対するサポートを行う。

④ 生活支援体制整備事業

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくために、総合事業として実施するサービス・活動事業及び一般介護予防事業並びに地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業について、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく。

~~介護状態には至っていないが、在宅生活を送るうえで何らかの支援を必要とする高齢者の増加に備え、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスを発掘・開発するとともに、元気な高齢者の社会参加など、介護予防の推進を図る。~~

⑤ 認知症総合支援事業

認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で良い環境のもと自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境の整備に努める。

また、地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うために認知症地域支援推進員を配置する。

⑥ 地域ケア会議推進事業

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために介護支援専門員及び地域全体のマネジメントを支援するための手法として、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことを目的とした会議（地域ケア会議）を開催する。

茅ヶ崎市における地域ケア会議の運営は、「茅ヶ崎市 地域ケア会議の基本的な考え方」に基づいて行う。

（２）「多職種協働による地域包括支援ネットワーク」

介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができるように環境整備を行う。

（３）「基幹型センターの役割」

基幹型センターは、委託先のセンターの総合調整及び統括支援、地域包括ケア充実の

ための人材育成及びケースへの後方支援、地域課題の把握及び地域包括ケアシステム推進体制の推進を行う。

(4)「介護予防ケアマネジメント」

要支援及び事業対象者の自立支援のために、介護予防と日常生活支援の効果的なケアマネジメントを包括的支援事業と一体的に実施する。

実施にあたっては、介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）への業務の集中によって、センターにおける包括的支援事業等の実施及び推進に支障がないよう配慮する。

(5)「指定介護予防支援」

介護保険による予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、茅ヶ崎市より指定を受けて介護予防支援を行う。

実施にあたっては、介護予防支援への業務の集中によって、センターにおける包括的支援事業等の実施及び推進に支障がないよう配慮する。

(6)「その他の事業」

前に掲げる事業の他に、地域支援事業の任意事業（介護保険法第115条の45第3項）及び厚生労働省が定める事業（介護保険法第115条の45第2項第4号～第5号）のうち、必要な事業を行う。

6 運営体制

(1)「運営における基本視点」

- ① 公益性…センターは、介護保険制度をはじめとする市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があり、特定の事業者等に不当に偏ったような活動があってはならない。運営費用は、国・地方公共団体の公費や市民の介護保険料によって賄われていることを十分に認識したうえで活動する。
- ② 地域性…地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であり、各地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う必要がある。このため、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議をはじめ、さまざまな場や機会を通じて、地域のサービス利用者や事業者、関係団体、一般住民等の意見を幅広く汲み上げ、それらを日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組む。
- ③ 協働性…保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の職員が配置されている。各職員が自らの担当業務を狭くとらえ、縦割りに陥ることなく、業務の理念・基本的な骨格を理解したうえで、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行するチームアプローチが必要である。

7 包括的支援事業の実施方針

(1) 茅ヶ崎市の地域包括ケアシステムの構築方針

「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念に基づいて、高齢

者等の個人の尊厳を重んじ、個々の有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう地域包括ケアの充実に向けた包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指していくものとする。

(2) 専門職及び職位における業務の実施方針

保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員はその領域における専門性を発揮し、地域住民に対して地域包括ケアを提供するために、相互の業務理解、情報の共有、助言を行うことにより、共通の支援目標を定め、連携して対応を行う。

管理責任者は、専門職が期待される役割を果たせるように、目的や目標及び課題の共有、事業計画の策定と進行管理などを通して、必要な支援や管理を行う。

(3) 人材育成の方針

センターを運営する法人の人材育成の仕組みに加え、基幹型センターが示す人材育成研修計画書に基づき、個々の専門職としての資質を高め、組織力の向上を目指した人材育成に取り組むものとする。

(4) 担当地区ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

センターは高齢者等のニーズや課題を日ごろの活動により把握するとともに過去において行った調査等を参考にし、担当地区内における地域特性や実情に即した課題の抽出を行い、重点的に促進すべき業務や取り組みについて市と検討・分析する。また、検討・分析した内容について、地域の関係機関や住民との情報共有を行うように努めるものとする。

(5) 多様なネットワークの構築の方針

センターは介護事業者、医療機関、まちちから協議会（自治会連合会を含む。）、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、民生委員児童委員協議会などの関係機関や地域住民との連携を図り、信頼関係を築くものとする。

地域との連携に際しては、センターの保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員がそれぞれに専門職としての見解から発言し、センター内及びセンター相互において理念や方針を確認した上で、チームとして地域のネットワークづくりに取り組むものとする。

(6) 介護支援専門員に対する支援の実施方針

センターは介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行うことを支援するため、以下の項目について、専門職部会の活用、センター内及びセンター相互の職員の連携により取り組むものとする。

① 関係機関との連携体制構築支援

センターは一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の介護支援専門員部会と協力し、連携に関する介護支援専門員のニーズを把握し、関係機関に関する情報提供・周知・意見交換をしやすい場の設定などを行うこととする。

また、関係機関と必要な情報を共有するためのルール作り等に取り組むもの

とする。

② 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援

センターは地域ケア会議や勉強会の活用、介護支援専門員部会の活動支援等により、介護支援専門員同士、主任介護支援専門員同士の連携を深めるものとする。

また、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協働し、地域の介護支援専門員を支えることができるネットワークの構築を目指すものとする。

③ 介護支援専門員の実践力向上支援

センターは介護支援専門員に必要な知識や技術、倫理観や価値観を明らかにし、研修・事例検討会・ケアプランの振り返りなどの方法により、ケアマネジメントの実践力を高め、介護支援専門員の質の向上を目指すものとする。

④ 個々の介護支援専門員等へのサポート

センターは個別ケースへの対応の際には、センターの役割や立ち位置を意識し、支援チームの一員として、また支援チーム全体へのサポートなどの必要な役割を担うことで、利用者が包括的・継続的ケアマネジメントを受けることができ、地域でその人らしい生活を維持することができるようにサポートする。

(7) 生活支援体制整備事業の実施方針

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供のため、住民ニーズの把握、サービス資源の創出及び取り組みのマッチングや情報集約を行い、それぞれのサービス提供主体間で役割分担や連携が可能となるように支援体制を構築する。

(8) 認知症に関する取組の実施方針

認知症地域支援推進員は、他の職員及び市と連携協力し、認知症施策の推進を図るものとする。

担当地区の認知症に係る地域の実情に応じて、地域の関係者と課題を共有し、地域の関係者ととともに解決に向けて取り組むものとする。

委託期間終了後、市の指定する日までに認知症に関する取組について報告書を提出するものとする。

(9) 地域ケア会議の実施方針

センターは「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に基づき、地域ケア会議を開催するものとする。

また、各地区における地域ケア会議の開催にあたっては、地域ケア会議の5つの機能のうち①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能の4つの機能について、各機能の有機的な相互関連（相互補完）が実現できるよう、地域の実情を踏まえて既存の会議との連携や調整を図りながら実施するものとする。

~~なお、地域ケア会議終了後は15日以内に会議録兼報告書及び出席者名簿兼個人情報保護同意書を市に提出するものとする。~~

(10) 茅ヶ崎市との連携方針

① 茅ヶ崎市との連携

委託型センターはその業務の円滑な実施のために行政の関係部署との連携・協力を図り、課題解決に努めることとする。

② 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターとの連携

委託型センターは基幹型センターより、その業務に必要な人材育成、事業評価を通じた助言及び関係機関との調整などにおいて後方支援を受けられるものとする。

(11) 地域包括支援センター相互の連携方針

センターは日頃より相互に情報や支援方針などの連携を図ることにより、どの地区の住民であっても同様の支援が受けられる体制の構築を目指すこととする。

(12) 公正・中立性確保のための方針

センターは介護保険制度をはじめとする介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、包括的支援事業の実施のみならず、指定介護予防支援の実施においても、常に地域や関係機関からの信頼を損なうことがないように、公正・中立の立場を確保する。

(13) その他

地域の実情に応じて、地域包括支援センター運営協議会において、センターで実施する必要性が高いと判断された事項については、方針として掲げるものとする。

8 事業の実施日等

(1) 窓口開所日

(委託型地域包括支援センター)

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始及び祝日は委託先法人の規定に準ずる。

(基幹型地域包括支援センター)

月曜日から金曜日まで。ただし、12月29日から1月3日及び祝日は休業日とする。

(2) 窓口開所時間

午前8時30分から午後5時まで

(3) その他

規定に関わらず、業務時間外であっても地域の住民、関係団体の会議等がある場合には可能な限り出席するものとする。

9 利用料

地域包括支援センターの利用料は、無料とする。

10 経理

地域包括支援センター運営事業にかかる経費と他の事業にかかる経費については明確に区分し、会計管理を行うものとする。

11 個人情報の保護

センターが有する地域住民等に関する情報が、業務に関係のない目的で使用され

たり、第三者に漏洩することのないように、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意する。

事業の実施にあたっては、個人情報保護法、介護保険法の秘密保持義務、~~茅ヶ崎市個人情報保護条例~~及び契約書内の個人情報取扱特記事項が定める基準の内容を遵守する。

1 2 苦情対応

苦情対応については、苦情対応マニュアル等を作成し、全職員が速やかに対応できるようにする。

苦情・要望等が出た場合は、真摯に受け止め組織として対応し、必要に応じ関係機関と連携する。苦情・要望等は記録の上職員間で共有し、市に連絡すべき案件は速やかに連絡する。

1 3 感染防止対策の方針

センターは感染防止対策を講じ、利用者や家族に必要な支援が継続できるよう、事業を適切に実施する。

1 4 災害時対応

災害時対応ガイドライン（地域包括支援センター）に基づき、市と連携・協力して対応する。